

第七十二回 帝國議會 貴族院 支那事變ニ關スル臨時軍事費支特別委員會會議事速記録第一號

付託議案

支那事變ニ關スル臨時軍事費支辨ノ爲公債發行ニ關スル法律案

臨時軍事費特別會計法案

支那事變ノ爲從軍シタル軍人及軍屬ニ對スル租稅ノ減免、徵收猶豫等ニ關スル法律案

臨時資金調整法案

外國爲替管理法中改正法律案

委員氏名

委員長 伯爵兒玉 秀雄君
副委員長 菅原 通敬君

伯爵島津 忠重君
伯爵山縣 有道君
侯爵池田 宣政君
子爵前田 利定君
子爵大河内輝耕君
子爵八條 隆正君
子爵高橋 是賢君
潮 惠之輔君
男爵赤松 範一君
川村 竹治君
男爵松岡 均平君

男爵矢吹 省三君

男爵本多 政樹君

男爵山根 健男君

市來 乙彦君

次田大三郎君

土方 久徵君

深井 英五君

中村圓一郎君

森 平兵衛君

久恒 貞雄君

野村 徳七君

絲原武太郎君

昭和十二年九月七日(火曜日)午後六時三十分開會

○委員長(伯爵兒玉秀雄君) ノレデハ是カラ開會致シマス、大藏大臣ノ御説明ヲ願ヒ

タイト思ヒマス

○國務大臣(賀屋興宣君) 本委員會ニ付託

セラレマシタ支那事變ニ關スル臨時軍事費支辨ノ爲公債發行ニ關スル法律案、臨時軍

事費特別會計法案、支那事變ノ爲從軍シタル軍人及軍屬ニ對スル租稅ノ減免、徵收ノ

猶豫等ニ關スル法律案、臨時資金調整法案

及外國爲替管理法中改正法律案ニ付テ御説明申上ゲマス、先ヅ支那事變ニ關スル臨時軍事費支辨ノ爲公債發行ニ關スル法律案ニ付

申上ゲマス、日支間ノ事變ニ關スル經費ニ

付キマシテハ、第七十一回帝國議會ノ御協

贊ヲ經マシテ、其ノ財源ニ充ツル爲ノ公債發

行ヲ爲シ得ル法律ノ制定ヲ見クノデアリマ

スルガ、其ノ後事態ハ益々擴大發展致シマシ

テ、之ニ關スル經費モ亦多額トナルニ至ツタ

ノデアリマス、就中陸海軍省所管ニ於テ必

要ナル臨時軍事費ニ付キマシテハ、後ニ述

ベマスルガ如ク特別ノ會計ヲ設ケテ整理ス

ルコトト致シタノデアリマスルガ、其ノ財

源ハ之ヲ公債ニ求ムルコトニ計畫致シマシ

タノデ、本法律案ヲ提出シタ次第デアリマ

ス、次ニ臨時軍事費特別會計法案ニ付キマ

シテ申上ゲマス、前ニ申述ベマシタ如ク日

支間ノ事變ノ擴大ニ伴ヒ、之ニ關スル經費

ハ多額ノ増加ヲ必要トスルニ至ツタノデア

リマスルガ、就中軍事行動ノ爲ニ必要ナル臨

時軍事費ノ會計ハ、其ノ性質上之ヲ一般ノ

會計ト區分シ、事件ノ終局ニ至ル迄ヲ一會

計年度トシテ特別會計ヲ設置シ、曩ニ御協

贊ヲ經テ居リマスル一般會計ニ屬スル陸海

軍省所管ノ北支事件費及大藏省所管ノ北支

事件第一豫備金並ニ其ノ財源ニ充ツベキ歲

入ヲ本會計ニ移シ整理スルノヲ適當ト認メ

マシテ、本法律案ヲ提出致シタ次第デアリ

マス、次ニ支那事變ノ爲從軍シタル軍人及

資金ノ需給ノ適合ニ資スル爲、事業資金ノ使用ヲ調整シ又之ヲ供給ノ途ヲ開クト共ニ、國民ノ貯蓄ヲ獎勵スル方法ヲ講ジ又資金調整上資料ノ精確ヲ期シマスル爲、政府ニ於テ金融上ノ調査及檢査ヲ爲シ得ル權限ヲ得ムトスルモノデアリマス、度々申シマスル通り、此ノ際ト致シマシテハ資材及資金ノ使用ニ付キマシテハ國家全般ノ目的遂行ノ見地ヨリ無駄ヲ省キ、最高ノ能率ヲ發揮セシムルヤウニ致シマスルコトガ肝要デアアルノデアリマシテ、其ノ方法ト致シマシテハ新規ノ固定投資ニ適當ナル調整ヲ加ヘ、資材及資金ガ國防其ノ他時局ニ緊切ナル方面ニ向ヒ、他ノ方面ニ向ハザルヤウニ致スノガ適當ト存ジマス、此ノ事ハ兼ネテ今後増發セラルベキ公債ノ消化ニ付テモ有效ナコトデアアルト考ヘルノデアリマス、即チ金融機關及證券業者ニ對シテハ、一定額以上ノ固定設備ニ使用セラル、資金ノ貸付ヲ爲シ、又ハ社債其ノ他ノ應募、引受ヲ爲サムトスル場合ニ於テハ、政府ノ許可ヲ受ケシムルコトト致シ、又一定額以上ノ資本ノ會社ヲ設立致シ、又ハ會社ガ増資、未拂込、株金ノ徵收、合併、目的變更等ヲ致シマス場合ニ付テハ、原則トシテ政府ノ認可ヲ受ケシムルコトト致シタノデアリマ

ス、尤モ金融機關等ガ貸付又ハ有價證券ノ引受等ヲ爲スニ付キマシテハ、政府ノ適當ト認ムル方法ニ依リマシテ、政府ノ方針通り自治的ニ調整ヲ致シマスル場合ニ於キマシテハ、之ニ對シ一々政府ガ直接ニ許可ヲ致ス必要ガナイト認メマスノデ、斯クノ如キ場合ニハ許可ヲ要シナイコトニ致シタノデアリマス、而シテ實際ニ於テハ右申シマシタ自主的ノ調整ニ依リマシテ、本法ノ趣旨ガ實行セラレルコトヲ希望シ、且ツ期待致シテ居ルノデアリマス、茲ニ特ニ申上ゲテ置キタイノハ、本法ニ依ル資金ノ調整ハ、固定ノ事業設備ニ要スル資金ヲ目的トスルモノデアリマシテ、事業ノ運轉資金、其ノ他短期ノ流通資金ニ付テハ何等ト關係ノナイコトデアリマス、尙是等ノ許可又ハ認可ヲ受クルヲ要スル場合、其ノ許可又ハ認可ニ關スル事務ハ、金融界ノ實務ニ習熟致シテ居リマスル日本銀行ヲシテ之ヲ取扱ハシムルコトト致シタノデアリマス、次ニ必要ナル事業資金ノ供給ニ付キマシテハ、一般ノ金融機關ノ機能發揮ニ俟ツノ外、此ノ際特ニ日本興業銀行ノ興業債券發行限度ヲ五億圓ダケ擴張致シマシテ、其ノ擴張分ニ付キマシテハ政府ガ元利支拂ヲ保證スルコトト致シ、又先般新設サレマシタ金資金特

別會計所屬ノ資金ヲ興業債券ニ運用スルノ途ヲ開キマスト共ニ、一面時局ニ緊要ナル事業ヲ營ム會社ハ、政府ノ許可ヲ受ケ株式全額拂込前資本ヲ増加シ、又ハ拂込株式金額ノ二倍迄社債ヲ募集シ得ルコトト致シ、現在國家的ニ必要ナル事業ノ資金調達ヲ容易ナラシムルコトト致シタノデアリマス、尙資金ノ調整ヲ行フニ付キマシテハ、各種事業ノ種別ニ依リ、資金ヲ廻スベキ事業ト、然ラザルモノトノ區別ノ標準ヲ定メマサルコトガ基礎トナルモノデアリマスルカラ、政府ハ之ガ決定其ノ他本法ニ關スル重要ナル事項ヲ調査審議セシムル爲、關係各廳官吏ノ外、產業界、金融界ノ權威者、其ノ他ノ學識經驗アル者ヲ以テ組織スル委員會ヲ設置致シマシテ、本法運用ノ大綱ノ決定ニ付、遺漏ナキヲ期スルト共ニ、個個ノ許可又ハ認可ニ關スル處分ニ付テモ、事案ノ重要ナルモノハ別ニ設クル委員會ニ付議スルコトニ致シテ居リマス、次ニ今回ノ事變費中ニハ、勞銀其ノ他トシテ國內ニ撒布セラル、金額モ相當巨額ニ達スルモノト認メラレルノデアリマス、從ツテ一般國民ノ間ニ於キマシテ、收入ノ急激ニ増加スル者モ少カラザルコトト認メラレマスガ、是等ノ勞銀收入等ノ急激ニ増

加致シマスル方面ハ、必ズシモ平生貯蓄ノ習慣ガ行渡ツテ居ルト考ヘラレナイ方面モアルノデアリマス、從ヒマシテ此ノ際此ノ方面ノ濫費ヲ防ギ、貯蓄ヲ獎勵スルコトガ必要デアアルト考ヘルノデアリマス、兼ネテ是等零細資金ヲ適當ニ吸收致シマスルコトガ金融上其ノ他ノ見地ヨリ適當ト認メマスノデ、明治三十七八年戰役及關東大震災ノ際ノ例モアリマスコトデアリマスルカラ、貯蓄債券ヲ發行スルコトト致シタノデアリマス、本案ニ依ツテ發行致シマス所ノ貯蓄債券ハ其ノ收入金二億圓ヲ以テ限度ト致シ、日本勸業銀行ヲシテ發行セシムルコトト致シタイノデアリマス、尙發行ノ方法ニ付キマシテハ券面金額ハ二十圓以下、償還期限ハ三十五年以内トシ、償還ノ際ニハ賣出價格ノ百五十倍以内ノ割増金ヲ附與スルコトヲ得ルモノト致シマシタガ、更ニ割増金ハ國債證券ヲ以テ交付シ得ルコトト致シ、一層貯蓄ノ趣旨ノ徹底ヲ期セムトスル次第デアリマス、又本債券發行ニ依ル收入金ハ、之ヲ大藏省預金部ニ預入セシメ、主トシテ國債ノ消化ニ資スル計畫デアリマスルガ、尙必要ニ應ジ產業資金其ノ他ニモ運用スル見込デアリマス、茲ニ特ニ申添ヘテ置キタイコトハ、政府ト致シマシテハ發行豫定額マ

デ是非トモ發行ヲシナケレバナラナイト云フ風ニハ考ヘテ居ラナイノデアリマス、其ノ實行ニ當リマシテハ金融界ノ情勢其ノ他ヲ考慮シテ、其ノ場合ノ實情ニ適スルヤウニ、適當ナル發行ノ限度ニ止ムル豫定デアリマス、最後ニ政府ハ資金ノ調整ヲ爲スニ付キマシテハ、其ノ基礎トナルベキ資料ノ精確ヲ期スルコトヲ肝要ト考ヘマスルノデ、必要ニ應ジマシテ資金ノ需給及移動、有價證券、國際收支又ハ事業ノ資金計畫等ニ關シ報告ヲ徴シ得ルノ權能ヲ取得シ置クコトヲ適當ト認メ、之ニ關スル規定ヲ本法中ニ設ケテ次第デアリマス、最後ニ外國爲替管理法中改正法律案ニ付テ御説明申上ゲマス、爲替管理ノ有效適切ナル運用ハ、現在ノ如キ情勢ノ下ニ於キマシテハ、邦貨ノ爲替相場ノ維持、國際收支ノ維持ニ其ノ必要ガ特ニアルノデアリマス、最近ノ事態ノ推移ニ顧ミマスルニ、現行外國爲替管理法ノ現存ノ權限ノミヲ以テ致シマシテハ、未ダ完全ヲ期待スルコトガ困難ニナツテ參ッタノデアリマス、即チ同法ニ於テハ、在外財産中、外國通貨、外國爲替、外貨證券、外貨債券以外ノモノ、竝ニ外國居住者ニ對スル邦貨債券等ノ取得處分ハ取締ノ範圍外ニアリマスノミナラズ、是等財産ニ對スル

必要ナル處分ヲ命ジ得ル權限ヲ缺イテ居ルノデアリマス、又海外資金調達ノ爲ニスル外貨資産等ノ處分命令等ニ關係アル事項ニ付キマシテモ報告ヲ徴取シ、又ハ検査ヲ執行スルコトモ出來ナイノデアリマス、斯カル諸缺陷ハ何レモ爲替管理ノ完全ナル遂行ノ爲ニハ障碍ヲナスモノデアリマスカラ、速カニ之ヲ是正致シタイト存ズルノデアリマス、次ニ金ノ輸出ニ付キマシテハ、從來外國爲替管理法ニ基キ、大藏省令ヲ以テ金ノ輸出竝ニ其ノ豫備ヲ取締ツテ參リマシタル所、先頃現行ノ外國爲替管理法ノ規定ニ依リマス、大藏省令ヲ以チマシテ金輸出ノ豫備ヲ取締リ得ナイト云フコトノ大審院ノ判決ガアリマシテ、解釋上疑義ヲ生ジテ參ッタノデアリマス、併シナガラ金密輸出ノ取締ニ付キマシテハ、其ノ實行行爲ノミナラズ、豫備行爲ノ取締ヲモ致サナケレバ、其ノ效果ヲ擧ゲルコトガ極メテ困難ナルノデアリマス、而シテ最近ノ事情ノ變化ニ基キマシテ、密輸出ガ行ハレル疑ガアリマスノデ、此ノ際金密輸出ノ豫備ヲモ取締リ得ルコトヲ明瞭ニ致シ、同法ノ圓滑完全ナル運用ヲ圖リタイト存ズルノデアリマス、以上五件ニ關シ大略御説明申上ゲマシテ、尙御質問ニ應ジマシテ、出來得ル限り御答

へ申上ゲタイト存ズル次第デアリマス
○委員長(伯爵兒玉秀雄君) 御諮リ致シマ
スガ、本件ニ對スル質問ハ明日午前十時カ
ラ致シマシテ、此ノ際何か資料ノ御提出ノ
御希望ガアレバ、願ヒタイト思ヒマス、衆
議院ノ方ニ對シテノ資料ノ要求ニ對シテ政
府ノ方デハ可ナリ用意ガ致シタルサウデ
アリマス、其ノ衆議院ノ方ニ出シマシタ資
料ハ全部此方ニ出シタラ如何カト思ヒマス
ガ、其ノ以外ニ何か特別ニ御注文ガアリマ
スレバ、此ノ際ニ御申出デ願ヒマス
○子爵大河内輝耕君 實ハ衆議院ノ方只今
見テ居リマセスカラ：或ハ此ノ中ニアル
カモ知レマセヌ、コ、ニ戴イテ居ルカモ知
レマセヌガ、私ガ頂戴シタイトノハ、命令ノ定
ムル所ニ依ルト云フコトガ、二條、四條、
八條、大分澤山アリマス、大分重要ナ命令
ノヤウニ思ヒマス、之ノ要項ヲ一ツ、明日
迄デ宜シウゴザイマス、簡單ナモノデ宜シ
ウゴザイマスカラ、御示シテ願ヒタイト思
ヒマス
○森平兵衛君 私モ材料ヲ戴キタイトデア
リマス、上半期デアリマシタカ、輸出入ノ統
計デ、七億圓バカリノ輸入超過ニナツテ居ッ
タノデアリマス、八月末迄デモ宜シウゴザ
イマス、最近迄ノ輸出入ノ統計デドノ位輸

入超過ニナツテ居リマスカ、其ノ表ヲ一ツ御
請求申上ゲマス
○委員長(伯爵兒玉秀雄君) ソレ以外ニハ
資料ノ提出ノ御請求ハゴザイマセヌカ
○深井英五君 念ノ爲ニ申上ゲマスノデ
スガ、今朝ノ新聞ニ統制ノ對象業種別ト云
フモノヲ衆議院特別委員會デ公表ト云フコ
トガ出テ居リマスカ、是ハ今御話ニナリマ
シタ既ニ衆議院ニ提出サレタ材料ノ中ニ無
論アルコトト思ヒマスカ、念ノ爲メ伺ツテ置
キマス
○國務大臣(賀屋興宣君) 只今深井君ノ
御話ニナリマシタモノニ付キマシテハ斯ウ
云フ次第デゴザイマス、今御説明申上ゲマ
シタヤウニ、金ヲ廻シマス事業ト、サウデ
ナイモノトノ標準ヲ定メマスコトガ最モ肝
要ナル一ツデアリマスカ、ソレハ此ノ法律
ノ第十一條ニ依リマシテ、特ニ此ノ民間ノ
權威アル耆宿モ見エマシタ委員會ヲ以チマ
シテ之ヲ決メタイト思フノデアリマス、サ
ウ致シマス爲ニハ、本法ノ先ヅ其ノ條文ガ
施行致サレナケレバナラヌ、ソレハ御協贊
ヲ受ケタ後ニナリマス、而シテ此ノ本法ハ
急速施行ヲ致シタイト考デアリマスカラ、先
ヅ其ノ十一條ヲ施行シマシテ、其ノ成案
ガ出來マシテ、次ニ全文ノ施行ヲ致ス段取

ニナリマスカラ、今申上ゲマシタ委員會ダ
急速ニ決定ヲ願ヒタイ、ソレニハ參考ノ資
料ヲ豫メ用意致シマスコトガ進行上都合ガ
好シイト云フ考カラ、只今政府部内デ其ノ
準備委員會ヲ設ケテ、其ノ準備委員會ニ對
シマシテ、進行ノ便宜上關係局課デ參考案
ヲ作リマシテ、審議ノ土臺ニ致シテ居リマ
ス、只今アリマスモノハ其ノ程度ノモノデ
アリマス、其ノ程度デアリマスカラ、之ヲ
何ト申シマスルカ、委員會ニ御示シスルコ
トノ可否ニ付テハ、謂ハバ草案ノ又草案ノ
ヤウナモノデアリマシテ、今カラ二重ニ
變ル可能性ガアルノデアリマス、ドウカト
思ヒマシタノデスガ、衆議院ノ方ニ於テタッ
テノ希望デアリマシタ爲ニ、其ノ原案ヲ朗
讀致シマシテ、ソレガ速記録ニモアリマス
ト思ヒマスシ、新聞記事ニモ出マシタ譯デ
アリマス、サウ云フ次第デアリマスカラ、
大體新聞ニ載ッテ居ルヤウデアリマス、此處
デ申上ゲルコトニ依リマシテ御勸辯ヲ願ヒ
タイト思ヒマス

○委員長(伯爵兒玉秀雄君) マダ出來ナイ
サウデス：：別ニ御發言ガナケレバ、今日
ハ此ノ程度ニ止メテ置キマシテ、明日午前
十時ヨリ質疑ニ入りマス

午後六時五十九分散會

出席者左ノ如シ

- 委員長 伯爵兒玉 秀雄君
- 副委員長 菅原 通敬君
- 委員 公爵島津 忠重君
- 公爵山縣 有道君
- 侯爵池田 宣政君
- 子爵前田 利定君
- 子爵大河内輝耕君
- 子爵八條 隆正君
- 子爵高橋 是賢君
- 潮 惠之輔君
- 男爵赤松 範一君
- 川村 竹治君
- 男爵松岡 均平君
- 男爵矢吹 省三君
- 男爵本多 政樹君
- 男爵山根 健男君
- 市來 乙彦君

國務大臣

- 次田大三郎君
- 土方 久徵君
- 深井 英五君
- 中村圓一郎君
- 森 平兵衛君
- 野村 徳七君
- 絲原武太郎君

大藏大臣

- 賀屋 興宣君

政府委員

- 大藏政務次官 太田 正孝君
- 大藏省主稅局長 大矢半次郎君
- 大藏省理財局長 關原 忠三君
- 大藏省銀行局長 入間野武雄君
- 大藏省爲替局長 上山 英三君
- 預金部資金局長 廣瀬 豊作君

○子爵大河内輝耕君 今朗讀シタト云フノ
言ガアリマスカ

○委員長(伯爵兒玉秀雄君) 他ニ何か御發
言ガアリマスカ

○深井英五君 宜シウゴザイマス、分リマ
シタ